

**独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会（第2回）**  
**審 議 概 要**

開催日及び場所	平成22年2月3日(水) 住宅金融支援機構本店14階会議室
委員長 委員  (以上、敬称略)	村本 孜 (成城大学教授 社会イノベーション研究科長) 内山隆太郎 (東京共同会計事務所 公認会計士) 楠 茂樹 (上智大学法学部准教授) 中村 里佳 (さくら総合事務所 公認会計士) 岩也千賀彦 (監事) 石塚 雅範 (監事) ※オブザーバー 瀬口芳広 (国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長) 長谷川貴彦 (国土交通省住宅局総務課証券化支援対策官)
審議対象	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における3.(1)及び3.(2)のうち ・20年度に締結した一者応札・一者応募となった契約 ・20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数 年契約で一者応札・一者応募となった契約 ・21年度末(21年11月末時点)までに締結した一者応札・一 者応募となった契約
審議概要	○事務局より定足数の確認が行われた。 ○事務局より、資料に基づき、第1回委員会(平成22年1月19日開催)での審議において質疑があった事項の説明が行われた。説明後、次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。 ○事務局より、資料に基づき、住宅金融支援機構における一者 応札・一者応募の状況の説明が行われた。 ○あらかじめ各委員を事前訪問し審議対象案件全ての契約の内 内容及び改善策等を記載した個別シートを作成し説明を実施。 そのうち、審議の必要性が高いとされた案件を重点的に説明、 次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。

●第1回委員会での審議事項に関する質疑応答

意見・質問	回答
1. 「与信ポートフォリオ管理システムメンテナンス」(No.185,306)の 開発時の契約状況  ・ 予定価格と落札価格の乖離は、予定 価格の積算対象と入札仕様書の内容 に乖離があったということか。	・ システムを一から構築する前提の予 定価格としている。一方、入札にあ たっては、機構が求める機能を満た せばよく、構築でもパッケージのカ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築よりパッケージのカスタマイズの方が安いのであれば、パッケージを対象とした入札仕様にすればよいのではないか。</li> <li>・メンテナンス、運用に関する契約額が、予定価格と近似している理由は何か。</li> <li>・システム開発時の17年度当時は低入札価格に関する制度がなかったこと（現在は取扱いを制定）を問題点として指摘する。</li> </ul>	<p>スタマイズでもよいので、そのような仕様書にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当時はパッケージが一般的とは言えなかったこと、構築の方がパッケージのカスタマイズより高いとは一概には言えないと判断したため。</li> <li>・メンテナンスであれば工程、帳票、ファイル数等をベースに算出し、運用であればどのくらいの要員が必要なのかを積算して算出する。どの数値を使うかは機構、入札参加者で異なるが、積算の考え方は同じようなものだろうと推測される。</li> </ul>
<p>2. 株式会社HSシステムズについて （関連法人関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者1人当たりの売上げと予定価格作成時のSE・PGの単価との差は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認した内容ではないが、直接支払いの給与分と間接的な経費をどう見るかではないか。</li> </ul>
<p>3. 債権管理回収業務委託（No. 212, 215、関連法人関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札の切替に伴うコスト比較の点から切替えは明らかに経済合理性が失われると判断できる。また、債務者という第三者への影響もよく考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客への手続きとそれに伴うコストも別に考慮する必要がある。</li> </ul>
<p>4. 日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務（No. 98, 218）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単価の妥当性はあると判断した。</li> </ul>	<p>（特になし）</p>
<p>5. 国土交通省における公募の取扱い  （特になし）</p>	<p>（特になし）</p>

●審議対象の契約に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>1. 関連法人（株式会社HS情報システムズ）との契約 ※総合オンライン、融資保険、Withシステムの再構築メンテナンス等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客情報照会データベースシステムの再構築（No.100）の調達仕様書において、セキュリティ診断を依頼する第三者の要件から官公庁の実績をはずすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、官公庁に限定せず民間企業も含めた必要な技術の実績を求める要件に修正する。</li> </ul>
<p>2. 関連法人（旧株エイチ・ジイ・エス）との契約 ※文書回送業務の委託（No.11）、競売等債権情報のデータ整備（No.66）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の中身を見ると、文書回送業務（No.11）が前提でデータ整備（No.66）がある。データ整備を受託しようにも文書回送業務の受託がないと対応できず、結果、データ整備は一者応札になっているのではないか。</li> <li>非常に非効率な委託形態である。文書回送業務とデータ整備を一体的に競争入札できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物理的には、文書回送業務の受託者との間で登録情報の受渡しを行うことで、別の会社でもできる業務である。</li> <li>可能性はある。整理して次回の委員会時に説明する。</li> </ul>
<p>3. 企画競争により契約先を選定した研修関係 ※マネジメントスクールへの派遣研修（No.79,84,86,124）他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体の話だが、改善策として公告期間を延ばせば一者応札がなくなるものでもない。どのような方策をとれば一者応札の回避策につながるのか疑問のままである。決め手は何か、どうやればいいのかをこれから考えなければいけない問題と思っている。</li> <li>制約を緩和すれば事業者が参加する可能性は上がるが、提案内容が実務上対応できないことも想定され、要はバランスの問題ではないか。業務に支障が生じる提案者は排除されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修に限れば、事業者からのヒアリングを踏まえ、公告時期の前倒しと仕様書の中身の制約をとることが決め手になるのではないかと考えている。</li> <li>要件を満たしていれば、それをもって排除はしない。しかし、提案項目ごとに採点するので、当該項目に低い点数がつく可能性があり総合点でどうかということになる。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を細かくすると該当する事業者1者しか応募がなく、仕様を緩やかにすれば多くの事業者が応募してくる。この場合、何をやったらどのように評価するのかがポイントとなる。評価項目のウェイト付けの部分が不透明だと批判を招く恐れがでてくる。</li> <li>・改善はしているが、それをすると、提案書の評価の部分で透明性をどう確保するかの問題が発生する。二律背反のところがあ難しい問題である。</li> </ul>	
<p>4. 官公庁等との業務実績を要件とする契約  ※財務会計システムのメンテナンス (No. 57) 他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府関係の調達では、仕様書の要件において政府と民間企業の受注実績に変な差は設けないことがポイントとしてある。一者応札・応募の契約で入札参加要件に政府と民間企業の実績に差を設けているものの説明をしてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理して次回の委員会時に説明する。</li> </ul>